

## 【新型コロナウイルス感染症対策基本方針（2020年5月1日版）】

### 1. 感染拡大の防止について

#### ◆ 飛沫感染および接触感染の防止

- ・手洗いやうがいをこまめに行う（消毒用アルコールを含むスプレーやジェル、除菌シート等も可）。
- ・咳エチケットを励行し、内勤・外勤問わず可能な限りマスクを着用する。
- ・事務所や作業場では、人と人との間に十分な距離をとり（1メートル以上）、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2メートル以上）。
- ・物品、機器等（電話、パソコン等）については複数人での共用をできる限り回避する（やむを得ず共用する場合は消毒等を行うこと）。
- ・その他事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を行う。  
※消毒液の作り方や消毒方法は別紙参照のこと
- ・屋内での業務の場合は、定期的に窓やドアを開け換気を行う。

#### ◆ 体調管理の徹底

- ・普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を落とさないよう留意する。
- ・国や自治体から発せられる外出自粛要請等に従い、人ごみを避けるなど感染防止に努める。

#### ◆ 検温・健康状態チェックの徹底

- ・毎朝の検温と健康状態の確認を徹底する。  
（事務社員については、チェックシートへの記入を行う）

#### ◆ 会議、研修、社内行事などの開催

- ・会議、研修、社内行事などのうち、不急であるものは開催を控える。
- ・開催する場合は、会場や規模に応じて、「参加者をなるべく密集させない」、「参加者にマスクの着用や検温の実施を促す」、「会場の換気を行う」、「開催時間を極力短縮する」など、可能な感染防止対策を講じる。

#### ◆ 体調不良時の対応

- ・体温が37.5℃以上、もしくは平熱より1.5℃以上の者は、休暇を取得して療養する。
- ・体温に関わらず、強い喉の痛みや断続的な咳がある、または強いだるさや息苦しさがある者は、休暇を取得して療養する。
- ・医者にかかる際は、かかりつけの病院や保健所へ先に電話等で連絡を行い、指示を仰ぐようにする。

### 2. 感染した疑いがある・感染が確認された場合の対応について

#### ◆ 新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合

- ・37.5℃以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）や、強いだるさ（倦怠感）または息苦しさ（呼吸困難）がある者、高齢者や糖尿病・呼吸器等の基礎疾患等の持病があるまたは免疫抑制剤等使用している者で上記症状が2日以上続く者は、「帰国者・接触者相談センター」

に連絡したうえで、指定医療機関を受診し、会社にその旨を報告する。

◆ 新型コロナウイルスの感染が確認された場合

- ・新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、直ちに会社にその旨を報告したうえで出勤停止とし、速やかに医師の診断に基づき、治療・回復に努める。復帰については、症状が快復したことによる医師からの出勤許可の診断書の提出をもって勤務再開とする。
- ・同居する家族に感染が確認された場合は、自宅待機とする。
- ・当社の事務所で感染が確認された場合は、速やかに感染が確認された居室の消毒を実施する。なお、当該消毒が完了するまでは、当該職場居室内の立ち入りを禁止する。

◆ 新型コロナウイルスに罹患した者と濃厚接触をした場合

- ・14日間の自宅待機とし、14日経過後においても発熱や体調不良がない場合には出勤を再開する。

※新型コロナウイルスの感染が疑われる者や感染が確認された者に対して、非難や不利益を与えるような言動や行動は厳に慎むこと

### 3. 勤務体制の変更について

◆ 平常時と異なる勤務体制をとることの指示

- ・会社は、緊急事態宣言発令時など、特別な感染防止策を講じる必要があると認められる時は、事務社員に対し、短時間勤務や時差勤務、テレワーク等の実施を指示することがある。

**用語の定義について** (国立感染症研究所による定義、4月20日変更)

● 「患者（確定例）」

⇒「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

● 「患者（確定例）の感染可能期間」

⇒発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた**新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した 2 日前から**隔離開始までの間、とする。

\* 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

● 「濃厚接触者」

⇒「**患者（確定例）の感染可能期間（発症日 2 日前以降）に接触**した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

以上